

## 南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 1 2 日要綱第 8 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、町内の個人又は事業者に対し、木質燃料ストーブ等の購入及び設置に係る費用の一部を補助することにより、本町の豊かな森林資源の活用拡大を図ることを通じてエネルギーの地産地消を促進し、本町のゼロカーボンシティの実現に資すること及び地域資源への親しみを醸成することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人とは、南富良野町の住民基本台帳に記録されている町民及び町内に居住する予定がある者をいう。
- (2) 事業者とは、町内に事務所又は事業所を有する法人又は団体をいう。
- (3) 木質燃料ストーブ等とは、薪ストーブ及び木質ペレットストーブをいう。
- (4) 住宅等とは、個人については町内で自ら居住する住宅又は店舗を兼用する住宅及びその敷地をいい、事業者については町内で現に利用している又は利用しようとしている事業所及びその敷地であり、飲食店や宿泊施設、観光施設といった不特定多数の者が利用できる施設に限るものとする。なお、いずれの場合においてもマンションやアパート等の集合住宅、寄宿舍は含まない。
- (5) 二次燃焼システムとは、一次燃焼で燃焼しきらなかったガスを再度燃やすことで、燃焼効率を高め排煙中の不純物を最小限に抑えるシステムをいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町税等の滞納がないこと（個人については全世帯員を含む）。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けていないこと。
- (3) 南富良野町暴力団排除条例（平成 24 年南富良野町条例 14 号）第 2 条第

- 1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有していないこと。
- (4) 補助対象者が住宅等の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者から木質燃料ストーブ等の設置について承諾を得ていること。
- (5) 申請年度内に木質燃料ストーブ等の購入・設置に着手し、当該年度2月末までに完了する者。
- (6) 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助対象となる事業及び補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国、道、南富良野町その他補助事業の対象となるものは除く。

- (1) 住宅等への木質燃料ストーブ等の購入。補助対象経費については、木質燃料ストーブ等の本体及び煙突部品並びに炉台の購入費とし、次のいずれにも該当するものとする。

ア 木質燃料ストーブ等については未使用品であるものとし、鋳鉄・鋼板又はこれらに類する強度を有し、二次燃焼機能又はこれと同等以上の機能を有するものとする。

イ 設置しようとする木質燃料ストーブ等に接続される煙突は、建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重煙突であること。ただし、強制給排気式（FF式、FE式）の場合で、排気筒を屋内にて立ち上げる場合はこの限りではない。

- (2) 住宅等への木質燃料ストーブ等の設置。補助対象経費については、木質燃料ストーブ等の本体及び煙突部品並びに炉台の設置に係る工賃とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）以内とする。ただし、前条第1号の事業については40万円、前条第2号の事業については25万円を上限額とし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という）は、南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 設置機種等のカタログ
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第2号）（町外に居住している個人の場合は、承諾書の代わりに現に住所を有する市町村が発行する過去3年分の住民税の納税証明書）。
- (4) その他町長が必要と認める書類

#### （補助金の交付決定）

第7条 町長は前条の規定による書類を受理したときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合は、南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 町長は前項に規定する審査において、補助金の交付決定内容及び必要な条件に適合しないと認めたときは、補助事業者に対して是正措置を命じることができる。
- 3 町長は前2項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付することができる。
- 4 補助事業者は、交付決定前に事業を実施してはならない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事業事前着手届（様式第4号）を町長に提出したときは、この限りではない。

#### （変更の届出）

第8条 前条に規定する補助金交付の決定を受けた補助事業者が交付申請書に記載した次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に、町長が必要と認める書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 機種、仕様等の変更
- (2) 補助対象経費の変更

- 2 町長は前項による申請があつたときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合は、南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 変更に伴う補助金の交付決定額の増額変更は、予算の範囲内で行うものとする。

#### （中止の届出）

第9条 補助事業者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金中止承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合は、南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金中止承認通知書（様式第8号）により補助金交付決定の取り消しを補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに、南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費の内訳及び支払いが確認できる書類の写し
- （2）木質燃料ストーブ等の設置状況を示す写真
- （3）その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 町長は前条の規定による書類を受理したときは、その内容を審査のうえ、適正と認めた場合は、南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付額の確定後速やかに、南富良野町木質バイオマスエネルギー利用推進事業補助金請求書（様式第11号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（定期報告義務及び調査等）

第13条 補助事業者は、補助金受給後2年間について、利用状況報告書（様式第12号）により、必要事項を報告年度の3月末までに提出しなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助金の交付に関する事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了した日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでは、町長の承認を受けずに、補助対象設備をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、取壊し（廃棄を含む。）又は担保に供してはならない。

(補助金交付決定の取消し又は返還)

第15条 次の各号に該当する場合は、町長は補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請やその他の不正の手段により交付決定及び補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) 前条の規定による処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。
- (4) 第7条第2項の規定による町長からの是正命令に、正当な理由なく従わなかったとき。
- (5) その他、法令等又はこの要綱の規定に違反していると町長が認めるとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は公布の日より施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条から第15条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。